

子ども・子育て関連3法に伴う市条例の制定について

1 子ども・子育て関連3法とは・・・

「子ども・子育て支援法」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律」

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

のことをいい、平成24年8月に制定・公布されました。

2 子ども・子育て支援新制度とは・・・

社会保障と税の一体改革の中に位置付けた上で、医療・介護・年金の社会保障3経費に新たに「子育て支援」が加えられ、消費税率の引き上げ（10%）によって恒久的な財源を確保し、①質の高い幼児期における学校教育・保育の総合的な提供②保育の量的拡大・確保と質的改善③地域の子ども・子育て支援の拡充に取り組むこととしています。

3 新制度における給付・事業区分は・・・

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
① 子どものための現金給付 (中学生までの子どもに対する児童手当)	① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 一時預かり事業 ④ 病児・病後児保育事業 ⑤ 子育て短期支援事業 ⑥ 地域子育て支援拠点事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 放課後児童健全育成事業 ⑨ 妊婦健康診査事業 ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑪ 養育支援訪問事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業 ⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業
② 子どものための教育・保育給付 (就学前の子どもが対象)	
施設型給付 [教育・保育施設] ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園	
地域型保育給付 [地域型保育事業] ・小規模保育事業(6~19人) ・家庭的保育事業(5人以下) ・居宅訪問型保育事業(1対1) ・事業所内保育事業(地域枠設定が必要)	

※地域型保育事業については0~2歳児が対象。

4 新制度における施設・事業の移行は・・・

現 行	新 制 度 へ の 移 行		
認 可 幼 稚 園	認 可 幼 稚 園	施 設 型 紙 付	現行どおり私学助成を受ける
	認 可 幼 稚 園		3歳以上で保育の必要なない子どもを受入
	幼 稚 園 型 認 定 こ も 園		保育の必要な子どもを受入
	幼 保 連 携 型 認 定 こ も 園		3歳以上の子どもに対し、教育・保育を提供
認 可 保 育 所	認 可 保 育 所	現 行 ど も	現行どおりの位置付け
	保 育 所 型 認 定 こ も 園		3歳以上で保育の必要なない子どもも受入
	幼 保 連 携 型 認 定 こ も 園		3歳以上の子どもに対し、教育・保育を提供
認 可 外 保 育 施 設	認 可 保 育 所	認 可 保 育 所 の 基 準 を 満 た す	認可保育所の基準を満たす
	認 定 こ も 園		3歳以上で保育の必要なない子どもを受入
	小 規 模 保 育 事 業 等	地 保 域 育 型 紙 付	20人未満の小規模保育事業等を実施
	認 可 外 保 育 施 設	子どものための教育・保育給付を受けない	

5 新制度における認可と確認とは・・・

新制度における施設型給付や地域型保育給付を受けるためには、施設や事業者は児童福祉法等に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があり、教育・保育施設における「確認」、地域型保育事業における「認可」及び「確認」については、市が条例でそれぞれの基準を定めることが規定されています。

区 分	施 設 ・ 事 業	認 可	確 認	
教 育 ・ 保 育 施 設	幼 稚 園	愛媛県	新居浜市	
	保 育 所			
	認 定 こ も 園			
地 域 型 保 育 事 業	小 規 模 保 育 事 業	新居浜市		
	家 庭 的 保 育 事 業			
	居 宅 訪 問 型 保 育 事 業			
	事 業 所 内 保 育 事 業			

※ 「認可」 … 施設・事業に必要な人員配置や面積などの基準を満たしているか。
 「確認」 … 給付の対象施設・事業としての運営基準を満たしているか。

6 各施設・事業における認定区分とは・・・

区 分		満3歳以上児		満3歳未満児
		1号認定(保育不要)	2号認定(保育必要)	3号認定(保育必要)
特定教育・保育施設	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	認定こども園	○	○	○
特定地域型保育事業	小規模保育事業			○
	家庭的保育事業			○
	居宅訪問型保育事業			○
	事業所内保育事業			○ (地域枠必要)

※地域において認定区分に対応する施設がない場合や市が必要と認める場合には、特別な利用が認められるケースがある。

7 新居浜市が条例で定める基準の考え方は・・・

新居浜市が条例で定める基準については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、国が政省令等で示した「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」をもとに、本市の実情を考慮した上で定めることを基本的な考え方としました。

※ 「従うべき基準」 … 必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めた場合には違法となる。

「参酌すべき基準」 … 十分参考した上で判断しなければならないが、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許される。

8 新居浜市が定める条例は・・・

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において子どもが教育・保育を受けた場合、保護者に代わって、施設が施設型給付費または地域型保育給付費を受け取ることができることとなり（法定代理受領）、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者については、国が定めた基準を踏まえて市町村が定める条例に基づき、運営に関する基準を満たす必要があるため、当該基準について定めるものです。

【総 則】

国 基 準			区 分	本市基準案
総 則	趣 旨	●市町村が条例で各基準を定めるにあたっての規定	—	—
	定 義	●用語の定義	—	—
	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育又は特定地域型保育を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すこと。 ●施設・事業者は、利用する子どもの意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならないこと。 ●施設・事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各関係機関と密接な連携に努めなければならないこと。 ●施設・事業者は、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、体制整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならないこと。 	参酌基準	国基準と異なる内容を定める特別な事情はないため、国基準を本市の基準とします。

【利用定員に関する基準（案）】

国 基 準			区 分	本市基準案
利 用 定 員	特 定 教 育・保 育 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園及び保育所の利用定員は、20人以上とする。 ●認定こども園は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分ごとの利用定員を定める。 ●幼稚園は、同法第19条第1項第1号の区分の利用定員を定める。 ●保育所は、同法第19条第1項第2号及び第3号の区分の利用定員を定める。 <p>※上記のうち第3号については、満1歳</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。

	未満児と満1歳以上児に区分して利用定員を定める。		
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育事業 1人以上5人以下 ●小規模保育事業A型・B型 6人以上19人以下 ●小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ●居宅訪問型保育事業 1人 <p>※上記定員は、事業所ごとに満1歳未満児と満1歳以上児に区分して利用定員を定める。</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。

【利用手続に関する基準（案）】

	国 基 準	区 分	本市基準案
提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者が適切な特定教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ること。 説明項目：運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担などの施設・事業の選択に資する重要事項 説明方法：文書交付（利用申込者からの申出に応じて、電子ファイルの交付によることも可） 	従うべき基準 ※説明方法については参酌基準	国基準のとおりとします。
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。 《正当な理由》 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合 ●利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。

	●施設・事業者は、市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないこと。		
定員を上回る利用の申込みがあつた場合の選考等	<p>●教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選②先着順③建学の精神等設置者の理念に基づくなどの公正な方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行うこと。</p> <p>●施設・事業者は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考すること。</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。
受給資格等の確認、支給認定申請の援助	<p>●施設・事業者は、特定教育・保育の提供を求められた場合、受給資格を確認するため、支給認定証の確認（有効期間及び保育必要量等）を行うこと。</p> <p>●施設・事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p>	参酌基準	国基準のとおりとします。

【教育・保育の提供に関する基準（案）】

国 基 準		区 分	本市基準案
心身の状況等の把握	●施設・事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めなければならないこと。	参酌基準	国基準のとおりとします。
小学校等との連携	●施設・事業者は、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、各関係機関との密接な連携に努めなければならないこと。	参酌基準	国基準のとおりとします。

教育・保育の提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならないこと。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けること。 ●施設・事業者は、特定教育・保育及び特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する経費 ③食事の提供に要する経費 ④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適當と認められるもの ●施設・事業者は、費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を保護者に対し交付すること。 ●施設・事業者は、金銭の支払いを求める際は、あらかじめ保護者にその理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得ること。 	従るべき基準	国基準のとおりとします。
施設型給付等の額の通知等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、法定代理受領により施設型給付等の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付等の額を通知すること。 ●施設・事業者は、法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、その提供し 	参酌基準	国基準のとおりとします。

	た教育・保育の内容、費用その他必要事項を記載した教育・保育提供証明書を支給認定保護者に交付すること。		
特定教育・保育及び特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設は、各基準等に基づき、子どもの心身状況に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないこと。 幼稚園：幼稚園教育要領 保育所：保育所保育指針 認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 ● 地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況に応じて、適切に保育を提供しなければならないこと。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
子どもを平等に取り扱う原則等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・事業者は、現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求める。 ①子どもの差別的取扱いの禁止 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
連携施設との連携 ※地域型保育事業のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力をを行う特定教育・保育施設を適切に確保すること。ただし、利用定員が20名以上の事業所内保育事業を行う者を除く。 ● 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等との密接な連携を図ること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。

特別利用保育・特別利用教育の基準（定員外利用の取扱い）	●施設・事業者が特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業の認可基準等によることを基本とすること。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	●保育の提供を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受け、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合は、遅滞なく市町村に対し通知すること。	参酌基準	国基準のとおりとします。

【管理・運営等に関する基準（案）】

国 基 準	区 分	本市基準案
運営規程 ●施設・事業者は運営規程において、以下のような事項について定めること。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	参酌基準	国基準のとおりとします。
勤務体制の確保等 ●施設・事業者は、子どもに対し、適切な教育・保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めること。	参酌基準	国基準のとおりとします。

	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、当該施設・事業所の職員によって教育・保育を提供すること。 ●施設・事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。 		
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならないこと。ただし、年度中における保育需要の増大への対応等、その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
重要事項の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込施設の選択に資すると認められる重要な事項を提示すること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、保護者が適切な施設・事業所を選択できるよう、教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、特定の教育・保育施設等を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与（または收受）してはならないこと。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
秘密保持・個人情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ●職員であった者が退職後も正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。

	●施設・事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておくこと。		
記録の整備	●職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。	参酌基準	国基準のとおりとします。
事故発生の防止、発生時の対応	<p>●施設・事業者は、事故発生及び再発を防止するため、以下の措置を講じること。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>●施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じること。</p> <p>①事故が発生した場合、市町村、子どもの家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>②その際、事故発生時の状況及び処置等に関して記録すること。</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。
特定地域型保育等に関する評価等	●施設・事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること	参酌基準	国基準のとおりとします。

	●施設・事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。		
相談及び援助	●施設・事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども及び保護者に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。	参酌基準	国基準のとおりとします。
緊急時等の対応	●施設・事業者の職員は、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。	参酌基準	国基準のとおりとします。
苦情解決	<p>●施設・事業者は、子ども又は保護者その他子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。</p> <p>●施設・事業者は、苦情に関連して市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力及び改善等を行うこと。</p>	参酌基準	国基準のとおりとします。
会計の区分	●施設・事業者は、特定教育・保育及び特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。	参酌基準	国基準のとおりとします。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（利用定員20人以上）に加え、家庭的保育事業（5人以下）、小規模保育事業（6人以上19人以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業（1人）、事業所内保育所を自社従業者の子どもに限らず地域の子どもに開放した事業の4つの類型について、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられました。

家庭的保育事業等を行うに当たり、市町村は、国が定める基準を踏まえ、条例で設備及び運営に関する基準を定めるものです。

【総 則】

国 基 準		区 分	本市基準案
最低基準	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させるように努めること。 ●最低基準を理由として、設備又は運営を低下させないこと。 	従うべき基準	必要な水準が定められているため、国基準のとおりとします。
事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重し運営を行うこと。 ●事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 ●事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること。 ●事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。 ●事業者は、それぞれの事業の目的を達成するためには必要な設備を設けること。 ●事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。 	従うべき基準	国基準と異なる内容を定める特別な事業はないため、国基準を本市の基準とします。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。

保育所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めること。 避難及び消防に対する訓練は、少なくとも毎月1回は実施すること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際の訓練を受けた者であること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> 常に自己研さんに励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。 	参酌基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ設備及び職員の一部を兼ねることができること。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員を除く。 	参酌基準	
利用乳幼児を取り扱う原則等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用乳幼児に対して、差別的取り扱いをしてはならないこと。 事業所の職員は、利用乳幼児に対し、虐待等の行為をしてはならないこと。 事業者は、懲戒に関する利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。

	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、感染症又は食中毒の発生・蔓延に対する必要な措置を講じること。 ●事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。 			
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所等内で調理する方法により行うこと。 ●食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものとすること。 ●食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとすること。 ●食事の提供については、搬入施設において調理し、事業所に搬入する方法により行うことができるものとするが、この場合においても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。	
健康診断	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施すること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
	職 員	<ul style="list-style-type: none"> ●特に利用乳幼児の食事を調理する者については、綿密な注意を払うこと。 	参酌基準	
内部規程	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の運営についての重要事項に関する規定を定めること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。	
帳 簿	<ul style="list-style-type: none"> ●職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。	
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ●事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。	
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口等の必要な措置を講じること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。	

	●事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。		
--	--	--	--

【家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（案）】

		国 基 準	区 分	本市基準案
人 員	保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ●家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了し、家庭的保育者を補助する者 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ●0～2歳児 3人に対し1人 ●家庭的保育補助者を置く場合は、0～2歳児5人につき2人 	従うべき基準	国基準に対して、更に保育の質の安全性を高めるため、「職員合計数は、常時2人を下回らないこと」を市の独自基準として定めます。
設 備 ・ 面 積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ●保育を行う専用居室 1人3.3m²以上 ※部屋自体は、9.9m²以上が必要であること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ●同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替場所でも可 ●満2歳児以上の児童1人につき3.3m²以上 	参酌基準	国基準のとおりとします。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備、便所 	参酌基準	
給 食	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 ※連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、医療機関を含む。） ※現在自園調理を行っていない事業からの移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で経過措置を設ける。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	設 備	<ul style="list-style-type: none"> ●調理設備 	従うべき基準	

職 員	●調理員（保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者での対応を可とする。） ※調理業務の全部を委託する場合や、連携施設等から搬入を行う場合は不要	従うべき基準	
耐火基準、非常災害設備等	●火災報知器及び消火器を設置すること。	参酌基準	国基準のとおりとします。
連携施設	●連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要であること。 ※必要かつ適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、平成31年度末までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置を設ける。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
嘱 記 医	●嘱託医を置くこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。

【小規模保育事業(A型)の設備及び運営に関する基準(案)】

国 基 準		区 分	本市基準案
保育従事者	●保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができること。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
職 員 数	●0歳児 3：1 ●1・2歳児 6：1 ●3歳児 20：1 ●4・5歳児 30：1 ※上記配置に加え1人配置するとともに、常時2人を下回らないこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
保育室等	●0歳・1歳児 3・3m ² 以上 ●2歳児以上 1・98m ² 以上	参酌基準	国基準のとおりとします。
その他	●便所	参酌基準	国基準のとおりとします。
屋外遊戯場	●満2歳児以上の児童1人につき3・3m ² 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	参酌基準	国基準のとおりとします。

給食	給 食	●自園調理（調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関を含む。 ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で経過措置を設ける。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	設 備	●調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	職 員	●調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等から搬入を行う場合は不要	従うべき基準	国基準のとおりとします。
耐火基準、非常災害設備等	●別表1のとおり	参酌基準	国基準のとおりとします。	
連携施設	●連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要であること。 ※必要かつ適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、平成31年度末までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置を設ける。	従うべき基準	国基準のとおりとします。	
嘱 託 医	●嘱託医を置くこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。	

【小規模保育事業(B型)の設備及び運営に関する基準(案)】

国 基 準		区 分	本市基準案
保育従事者	●保育士の配置を1／2以上とすること。 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育に従事する職員は、市町村長が行う研修を修了すること。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
職 員 数	●0歳児 3：1 ●1・2歳児 6：1 ●3歳児 20：1 ●4・5歳児 30：1 ※上記配置に加え1人配置するとともに、常時2人を下回らないこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。

設備 ・面積	保育室 等	● 0歳・1歳児 3. 3m ² 以上 ● 2歳児以上 1. 98m ² 以上	参酌基準	国基準のとおりとします。
	その他	●便所	参酌基準	国基準のとおりとします。
	屋外遊 戯場	●満2歳児以上の児童1人につき3. 3m ² 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	参酌基準	国基準のとおりとします。
給 食	給 食	●自園調理(調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関を含む。 ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で経過措置を設ける。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	設 備	●調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	職 員	●調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入を行う場合は不要。	従うべき基準	国基準のとおりとします。
耐火基準	●別表1のとおり	参酌基準	国基準のとおりとします。	
連携施設	●連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)の設定が必要であること。 ※必要かつ適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、平成31年度末までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置を設ける。	従うべき基準	国基準のとおりとします。	
嘱 託 医	●嘱託医を置くこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。	

【小規模保育事業(C型)の設備及び運営に関する基準(案)】

項目	国 基 準	区 分	本市基準案
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ●家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了し、家庭的保育者を補助する者 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ●0～2歳児 3人に対し1人 ※家庭的保育補助者を置く場合は0～2歳児5人につき2人とすること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ●0歳～2歳児 3. 3m²以上 ※部屋自体は、9. 9m²以上が必要であること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備、便所 	参酌基準	国基準のとおりとします。
屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ●満2歳児以上の児童1人につき3. 3m²以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
給食	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 ※連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、医療機関を含む。) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で経過措置を設ける。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●調理設備 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●調理員(保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者での対応を可とする。) ※調理業務の全部を委託する場合や、連携施設等から搬入を行う場合は不要。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1のとおり 	参酌基準	国基準のとおりとします。

連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ●連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要であること。 <p>※必要かつ適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、平成31年度末までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置を設ける。</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ●嘱託医を置くこと。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。

【居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）】

		国 基 準	区 分	本市基準案
人員	保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育者 <p>※市町村長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。
	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ●0～2歳児 1：1 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
設備	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 ●保育の実施に必要な設備及び備品等を設けること。 	参酌基準	国基準のとおりとします。
保育の提供		<ul style="list-style-type: none"> ●障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ●母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ●離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育 	従うべき基準	国基準のとおりとします。
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ●利用乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障がい児入所施設その他市町村の指定する施設を適切に確保すること。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。

【事業所内保育施設の設備及び運営に関する基準（案）】

項目	国 基 準		区分	本市基準案					
	定員19人以下	定員20人以上							
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ●別表（※1）に示す利用定員の区分に応じて、従業者の子ども以外の乳児又は幼児の定員枠（地域枠）を設けること。 		参酌基準	国基準のとおりとします。					
人 員	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の配置に加え 1名配置すること 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 ●3歳児 20 : 1 ●4・5歳児 30 : 1 ※常時2人を下回らないこと。 	従うべき基準	国基準のとおりとします。					
	保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士1／2以上 ※保健師又は看護師を1人に限つてカウント可 	従うべき基準	国基準のとおりとします。					
設備 ・ 面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ●0・1歳児 乳児室又はほふく室 ●2歳児 保育室又は遊戯室 <p>※それぞれ保育に必要な用具を備えること。</p>	参酌基準	国基準のとおりとします。					
	面 積	<table border="0"> <tr> <td>●0・1歳児 1人3.3m²</td> <td>●乳児室 1人1.65m²</td> </tr> <tr> <td>●2歳児 1人1.98m²</td> <td>●ほふく室 1人3.3m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●保育室 1人1.98m²</td> </tr> </table>	●0・1歳児 1人3.3m ²	●乳児室 1人1.65m ²	●2歳児 1人1.98m ²	●ほふく室 1人3.3m ²		●保育室 1人1.98m ²	参酌基準
●0・1歳児 1人3.3m ²	●乳児室 1人1.65m ²								
●2歳児 1人1.98m ²	●ほふく室 1人3.3m ²								
	●保育室 1人1.98m ²								
遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外遊戯場 1人3.3m² (2歳児) ※付近の代替地でも可 	参酌基準							
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ●便所 ●医務室、便所 	参酌基準							
給 食	給 食	<ul style="list-style-type: none"> ●自園調理 連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、医療機関を含む。） 	従うべき基準	国基準のとおりとします。					
	設 備	<ul style="list-style-type: none"> ●調理設備 ●調理室 	従うべき基準	国基準のとおりとします。					
	職 員	<ul style="list-style-type: none"> ●調理員 ※調理業務の全てを委託する場合や、連携施設等からの搬入を行う場合は不要 	従うべき基準	国基準のとおりとします。					

耐火基準、非常災害設備等	●別表1のとおり	参酌基準	国基準のとおりとします。	
連携施設	<p>●連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の設定が必要であること。</p> <p>※必要かつ適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、平成31年度末までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置を設ける。</p>	<p>●保育所型事業所内保育事業者の連携施設の確保に当たっては、相談、助言その他の保育の内容に関する支援及び代替保育の提供についての連携協力は求めないこと。</p>	従うべき基準	国基準のとおりとします。
嘱託医	●嘱託医を置くこと。	従うべき基準	国基準のとおりとします。	

※1 事業所内保育施設における利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数（地域枠）

定員区分		その他の乳児又は幼児の数（地域枠）
1～10名	1～5名	1名
	6・7名	2名
	8～10名	3名
11～20名	11～15名	4名
	16～20名	5名
21～30名	21～25名	6名
	26～30名	7名
31～40名		10名
41～50名		12名
51～60名		15名
61名～		20名

【別表1 保育室等を2階以上に設ける場合に満たす基準】

区分		2階	3階	4階以上
ア 耐火建築物又は準耐火建築物				
イ ※それぞれの区分のいづれか1以上設けられていること	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段
	避 難 用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 屋内避難階段又は特別避難階段（屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること。 2 耐火構造の屋外傾斜路 3 屋外避難階段
ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等からの歩行距離は30m以下となるよう設けられていること。			
エ	調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。			
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			
カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。			

9 年度内に定める必要がある条例等は・・・

(1) 保育の必要性の認定に関する条例又は規則

保育の必要性の認定を行うに当たり、保育の必要性の認定に係る事由、保育の必要量、優先利用に係る事項などについて、政省令に基づき、現行の取り扱いを踏まえた上で、条例又は規則において定めます。

※既存条例の改廃を含む。

(2) 保育料等を定める条例又は規則

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を利用する際の保育料（利用料）について、国が示した利用者負担の基準額を上限とし、現行の保育料設定や他市の状況などを参考にしながら、条例又は規則において定めます。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童クラブにおける設備及び運営に関する基準を定めます。

※担当課は社会教育課。